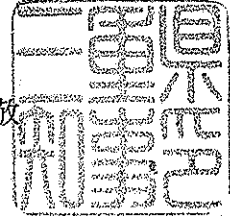


環生第18-102号

平成24年4月6日

環境大臣 細野豪志 様

三重県知事 鈴木 英敬



東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法  
第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について(回答)

平成24年3月16日付けで協力要請のありましたことについては、下記のとおりです。

記

当県は市長会・町村会と連携し協議を進めているところであり、今回の国からの協力要請を受けて、県としても受入基準や処理手順等をガイドラインとして取りまとめるなど一定の責任を果たし、要請に沿った判断を市町が出せるような環境づくりを進めるとともに、4月中旬における市長会、町村会との一定の合意を目指していきます。

また、国におかれても、広域処理の安全性確保のため、受入側の統一的な基準等の告示を早期にさせていただき、住民の健康に対する不安感や風評被害に関する不安感等を払拭するため、科学的な知見を判りやすく説明するなど、周知・広報に積極的に取り組み、国としての責任を果たしてくださるようお願いいたします。

事務担当：

環境生活部廃棄物・リサイクル課

TEL 059-224-2385

E-mail : haikik@pref.mie.jp